

十月一日から

印鑑の登録と証明の制度 が変わります

印かんの証明書は、権利や財産を守る大切なものです。近年人口の増加と経済事情の活発化に伴い不動産登記をはじめ、各種契約など本人確認の資料として、その需要範囲がますます拡大しつつあります。こうした需要の増大に対処し、あわせて印かんにまつわる事故を防止するとともに、事務処理のスピード化を図るために改正されます。今回の改正では、印かん登録者には登録をしてある旨の印かん登録証が交付されます。印かん登録証明書（印かん証明）の交付を受ける場合は、印かん登録証をそえて交付申請をすることになります。

49、10、1以前の登録印鑑（実印）

切替登録が必要です。

49年10月1日から50年3月31日

この期間内に切替登録をしな
いと今迄の印かん登録は無効に
なり新規登録をしていただく事
になります。

二切替登録の手続き

現在登録されている印かんを住
民課窓口に持参し、その旨申し
出してください。

切替登録を代理人に委任する場
合は、委任した旨を証明する書
類（代理人選任届等）が必要で
す。

切替登録をしなかつたとき

49年10月1日から50年3月31日

— 288 —

(等)

○前記の証明書等がない場合は
横芝町に印かん登録をしてあ
る者が登録申請者本人である
ことを保証した書類（印かん
登録申請者確認保証書）を提
出して下さい。

○前記どちらかの方法で確認で
きる場合は即時登録が出来ま
すが、確認できない場合は、
郵送により文書照会をしこの
回答書を持参して頂きます。

従つて即時登録はできません
○登録しようとする印鑑

○登録を代理人に委任する場合
○本人が登録しようとする印鑑
○委任する旨を証する書面（代
理人選任届等）

○登録を代理人に委任した場合
○こんどの証明書は登録した印
かんの原票を複写機で写し、こ
れを証明するもので、実印はい
りません。

○本人又は代理人が申請書に登
録証を添えて住民課窓口へ提出
して下さい。登録証の提出がな
い場合は証明できません。

○代理人の場合は代理人の印か
んを持参して下さい。実印でな
くとも結構です。

○印影の一枚の長さが八分から二
五分の正方形に納まる印かん

新しい制度では、この登録
証を添てする印かん登録証

明書等の交付申請は、本人又
は本人の授権による代理人の
行為とみなされる大事なもの
です。（この場合代理人選任
届等は不用になるわけです）

○従来は実印さえあれば印かん
登録申請者確認保証書）を提
出して下さい。

○職業、資格その他氏名以外の事
項の入ったもの。

○ゴム印その他印形の変化やす
いもの。

○印影の大きさが二辺の長さ八分
の正方形に納まるもの、又は一
辺の長さ二五分の正方形に納ま
らないもの。

○印影が鮮明でないもの。

○その他の登録印かんとして適當で
ないもの。

○印影が鮮明でないもの。

○同一の印影が大量に生産されて
いる印鑑があり、これらの印鑑の
中には、合成樹脂プレス製印鑑、
流し込みによる印鑑、いわゆる「
文判」等はいずれも特徴がないこ
となど、他人のものと見分けにく
い点から、実印としては好ましく
ありません。印鑑は特定の人を表
章するために用いられるものです
から、印鑑を選ぶときは十分御注
意下さい。

○この登録証には、拾つても誰
のものかわからないように番
号だけしか記入されませんが

登録できない印かん

住民基本台帳または外国人登録
原票に登録されて、いる氏名、氏
もしくは名または氏名の一部を
組みあわせたものであらわして
いないもの。

○印影の一辺の長さが八分から二
五分の正方形に納まる印かん

